

序章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）（以下「基本法」という。）では、「酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している」ことが明記されており、種類との関わりを前提としながらも、「不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題のみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い」ことにふれています。

基本法では、都道府県は「アルコール健康障害対策基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。」と定めています。

長崎県においても、アルコール健康障害による現状や課題に対してアルコール健康障害対策を推進するため、本県の実情に即した「長崎県アルコール健康障害対策推進計画」を策定することとしました。

今後は、この計画に基づき、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

2. 計画の位置づけ

この計画は、基本法第14条第1項の規定に基づくものであり、長崎県の実情に応じ、アルコール健康障害対策の推進を図るために策定するものとし、また、本県の健康増進計画である「健康ながさき21（第2次）」及び「長崎県医療計画（第7次）」等の関連する他の計画との整合性を図ったものとしています。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間とします。ただし、健康ながさき21の期間との整合性を取るため、平成35年度以降は5年毎の見直しとします。